

知らないうちに野生生物を絶滅においこんでしまわないために

ワシントン条約について知っておこう

今、多くの野生生物が絶滅の危機に瀕しています。原因のひとつとなっているのは、人間が利用するために野生生物をとりすぎでしまうことです。とりすぎの理由のひとつとなっている国際的な取引を管理するルールとしてワシントン条約が作られました。

ワシントン条約はどんなものを禁止・規制しているの？

生きている野生の動植物はもちろん、それらの身体の一部や、身体の一部から作った製品なども規制の対象になります。ただし、その規制の対象となるのは、すべての野生生物ではなく、附属書に掲載されている動物や植物に限られます。

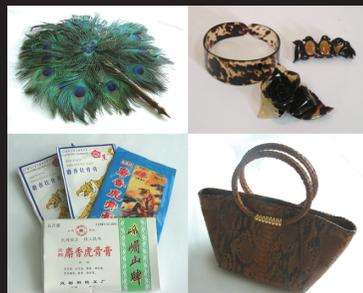
ワシントン条約は
どうやって野生生物を守っているの？



ワシントン条約では、特定の野生生物を附属書というリストに載せて、それらの輸出入など国際的な商業取引を禁止したり、規制しています。規制されているものでも、ワシントン条約の書類による手続きを行うと取引が可能です。

こんなものには気をつけて！

- 漢方薬
- 楽器
- ハンコ
- 剥製
- 植物
- 爬虫類の皮革製品
- クジャクの羽などの羽製品
- 高級毛織物
- アクセサリ
- 彫刻品
- 毛皮
- 生きた動物
- 高級食材
- (バッグ、ベルトなど)
- など



附属書ってなに？

附属書（ふそくしょ）は、ワシントン条約の規制の対象になる動植物のリストです。ワシントン条約では、右のような基準にしたがって特定の動植物種を附属書に掲載し条約の対象として、規制を行っています。

附属書の掲載基準と規制の内容

	厳しい ← 規制 → ゆるい		
	附属書Ⅰ	附属書Ⅱ	附属書Ⅲ
掲載基準	絶滅のおそれのある種で、取引により影響をうけるもの	現在は、必ずしも絶滅のおそれはないが取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となりうるもの	締約国が自国内の保護のため、他の締約国の協力を必要とするもの
掲載動植物	約 900 種程度 (例) ジャイアントパンダ、トラ、アフリカゾウ、コンゴウインコ、シーラカンス、アジアアロワナ、ウミガメ、チリヒノキなど	約 32,600 種の動植物 (例) ホッキョクグマ、カメレオン類、リクガメ類、猛禽類、ピラルク、タツノオトシゴ類、シャコガイなど	国ごとに指定される (例) セイウチ (カナダ)、アジアスイギウ (ネパール) など
規制の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 商業目的の国際取引禁止 ● 学術目的等の取引は可能だが、輸出国、輸入国政府の発行する許可書が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 商業目的の国際取引可能 ● 輸出国政府の発行する輸出許可書が必要 (附属書Ⅲの場合は、指定国以外であれば原産地証明が必要) 	

(資料：「絶滅のおそれのある野生動植物の国内取引管理」環境庁 (1995)、CITES ホームページ <http://www.cites.org/eng/disc/species.shtml> より)

まずは、
どんな動植物が
規制の対象なのか、
調べてみましょう！

もっと詳しく知りたい人はトラフィックのウェブサイトへ

<http://www.trafficj.org>



DVD「わたしたちの生活と野生生物」をみてみよう！

みんな知ってる？ ワシントン条約と 「じぞくかのうなしょうひ」

ワシントン条約は
だれにでも関係のあ
る大切な国際ルール
だよ！



海外に出かける際に、ぜひ知っておいてほしい注意点やワシントン条約について紹介したDVDです。映像を通して野生生物の保護と利用の関係について奥浜レイラさんと一緒に考えてみませんか。



DVDの内容

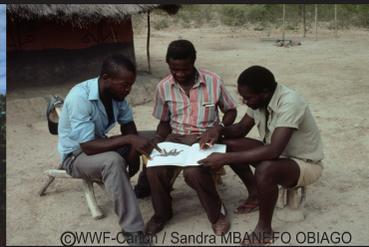
- Part 1 海外ショッピング その前に
- Part 2 こんなに消費している野生生物
- Part 3 追跡！ 暮らしの中の野生生物
- Part 4 野生生物を守り 暮らしを守る



©WWF-Canon / Michel GINTHER



© WWF-Canon / Michel ROGGO



©WWF-Canon / Sandra MBANEFU OBIAGO



© WWF-Canon / Maria HARVEY

- ★ ワシントン条約は野生動植物が国際取引によって過度に利用されるのを防ぐため、国際協力によって動物や植物を保護するための条約です。
- ★ 世界172カ国(2008年1月現在)が加盟し、日本も1980年に加盟しています。
- ★ ワシントン条約の正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」。英語で Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora の頭文字をとって、海外ではCITES(サイテス)と呼ばれています。

ウェブサイトへGO!



TRAFFIC

the wildlife trade monitoring network

is a joint programme of



トラフィック イーストアジア ジャパン URL :<http://www.trafficj.org>
〒105-0014 東京都港区芝3-1-14 日本生命赤羽橋ビル6階 WWF ジャパン内
TEL: 03-3769-1716 FAX: 03-3769-1304 E-mail: traffic@trafficj.org

トラフィックは、野生生物の取引をモニタリングする世界最大のNGOです。トラフィックは、ワシントン条約が発効したのを受け翌1976年に設立されました。以来、IUCN(国際自然保護連合)とWWF(世界自然保護基金)の共同事業として、そのネットワークは世界中に広がり、今では22カ国に拠点を構えています。ワシントン条約事務局やIUCN、WWF、他の多くの団体と連携しながら、取引によって野生生物の存続がおびやかされないような社会をめざして、活動を続けています。